平成 26 年 3 月 31 日制定 枚 方 市 要 綱 第 23 号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の住宅又は事業所(仮設のもの及び事業者が売買を目的として所有する ものを除く。以下同じ。)に止水板等を設置した者に対し、止水板設置費補助金(以下「補助 金」という。)を交付することにより、市内の住宅又は事業所における浸水被害の軽減を図るこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業所 工場、事業場、店舗、事務所その他これらに類するものをいう。
 - (2) 止水板等 止水効果のある素材及び構造を有する止水板その他止水効果のある設備であって 市長が適当と認めるものをいう。
 - (3) 関連工事 止水効果を高めるために止水板の設置と併せて行う次に掲げる工事その他市長が 適当と認める工事をいう。

イ 内外壁の防水工事

ロ 土間のコンクリート打設工事

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 市内の浸水のおそれのある住宅又は事業所の出入口等に止水板等を設置したこと。
 - (2) 当該住宅又は事業所の敷地内における止水板等の設置に関し、国、大阪府又は市から補助金の交付を受けていないこと。
 - (3) 市税、水道料金又は下水道料金を滞納していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、50万円を限度として、止水板等の設置及び関連工事(以下「設置等」という。)に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、設置等に着手する前に、所定の申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 計画書
 - (2) 設計図書
 - (3) 見積書
 - (4) 土地及び建物の登記事項証明書

- (5) 土地及び建物の所有者の承諾書
- (6) 現況写真及び周辺図
- (7) 市税の完納証明書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をするものとする。
- 第7条 市長は、交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的 を達成するために必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

(交付の条件)

第8条 市長は、交付決定をしたときは、交付決定の内容及びこれに付した条件を申請者に通知するものとする。

(交付の申請の取下げ)

- 第9条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げは、前条の規定による通知を受け取った日から起算して30日以内に行わなければならない。
- 3 第1項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。 (承認事項)
- 第10条 補助事業者は、次に掲げる場合には、所定の申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。
 - (1) 交付決定の対象となった設置等(以下「補助事業」という。)の内容の変更(市長が認める軽微なものを除く。)をしようとする場合
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合 (事業完了報告)
- 第11条 補助事業者は、補助事業の完了後、速やかに、所定の報告書を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 竣工図
 - (2) 領収書
 - (3) 完了後の写真
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (補助金の交付)
- 第12条 市長は、前条第1項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受け取った補助事業者は、速やかに、所定の請求書を市長に提出しな

ければならない。

- 3 市長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、補助金を交付するものとする。 (補助事業に係る設備の管理)
- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定に違反し、又は偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認める場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は期限を定めてその返還を命ずることがある。

(書類の保存)

第15条 補助事業者は、補助事業に関する書類を整備し、交付決定を受けた年度の翌年度から起算 して5年間保管しなければならない。

(様式)

第16条 この要綱で使用する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。